

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業者は、排出水の測定・記録・保存が必要です

平成 23 年 4 月 1 日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質の項目について、水質の測定・記録・保存が義務付けられました。

現在の届出内容を確認していただくとともに、測定項目に過不足があれば、変更の届出を行ってください。

測定項目

排水基準が適用されている項目のうち、特定施設の設置等の届出の際に排水口ごとに届け出されている項目（水質汚濁防止法施行規則 様式第 1 別紙 4）

測定・記録・保存

- ・排水口ごとに排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に **年 1 回以上測定**（温泉を利用する旅館業の場合、一部事項（ほう素、ふっ素等）の測定頻度は 3 年に 1 回以上）※
- ・所定の様式（水質汚濁防止法施行規則 様式第 8）に記録し、3 年間保存

※条例においてより多い回数の測定が義務付けられていることもあります。

罰則の内容

測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30 万円以下の罰金

特定施設の設置（使用・変更）届出書（様式第 1 別紙 4）

| 工場又は事業場における施設番号 | | No. 1排水口 | | No. 2排水口 | |
|------------------------------|--|----------|----|----------|----|
| 排出水の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH BOD COD SS T-N T-P ほう素 ふっ素 | | | | |
| 排出水の量 (m ³ /日) | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |



水質の測定項目は、左記の様式により届け出た項目（赤枠）です。

通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるものについて、届出の記載事項に過不足がある場合は、法第 7 条に基づき、変更の届出を行ってください。